

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第65号）（元離宮二条城事務所）

消費税法及び地方税法の一部改正により，消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い，入城料及び二之丸御殿観覧料の適正化を図る必要があるため，次のとおり改定することとしました。

区分		単位	改正前			改正後	
			平成31年3月31日まで	平成31年4月1日施行		平成31年10月1日施行	
			入城料 (1人につき)	入城料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)	入城料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)
一般	個人	1回	600円	600円	400円	620円	410円
		1年	—	2,000円		2,090円	
	団体	1回	500円	500円	300円	520円	310円
小学校の児童		1回	200円	200円		200円	
中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校		1回	350円	350円		350円	

この条例は，平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例

京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「600」を「620」に、「400」を「410」に、「2,000」を「2,090」に、「500」を「520」に、「300」を「310」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市元離宮二条城条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入城に係る入城料及び二之丸御殿観覧料について適用する。ただし、施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

(元離宮二条城事務所)